

府中市

喫煙禁止路線

MAP



喫煙禁止路線における道路上での喫煙行為には、

過料 2,000円が科される場合があります。

(府中市まちの環境美化条例第7条、第9条第2項、第13条、第14条)

Q: 加熱式たばこも規制の対象ですか？

A: 加熱式たばこの喫煙も禁止行為に含まれます。

Q: なぜ路上喫煙を規制するのですか？

A: この条例は、まちの環境美化推進を目的としており、吸い殻のポイ捨ての防止と、喫煙者と非喫煙者がお互いに快適に過ごすことを目指しています。禁煙やたばこの撲滅を目的としたものではありません。

禁止行為
条例における



喫煙禁止路線での
路上喫煙



ポイ捨て



フンの放置



落書き

担当: 府中市生活環境部環境政策課

府中市役所「おもや」3階 ☎042-335-4195



市ホームページ▶

令和6年12月9日から

喫煙禁止路線での路上喫煙者に対する過料徴収を開始します



市内5か所の喫煙禁止路線では、道路上での喫煙を禁止しています。

同路線において、「指導・勧告に従わない悪質な喫煙者等」に対して、過料(2,000円)の徴収を開始します。

誰もが気持ちよく暮らせるよう、喫煙マナーの向上にご理解、ご協力をお願いします。

問合せ 府中市生活環境部環境政策課(☎042-335-4195)



◆喫煙禁止路線◆

喫煙禁止路線は

の範囲内の道路

